

「磯子区ほか1区樹林地安全管理・育成業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「磯子区ほか1区樹林地安全管理・育成業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項をこの実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 参加者の概要
- (2) 業務実施体制
- (3) 配置予定現場責任者・担当技術者の概要
- (4) 樹林地安全管理計画
- (5) 樹林地育成計画
- (6) その他の提案

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 第1次評価として書類選考を実施し、4者を選定する。ただし、第1次評価で、評価項目のうちすべての委員が最低評価を付けた項目が1項目以上あった候補者は、第2次評価には進めないものとする（評価項目「企業の実績」、「現場責任者・担当実績者の実績」及び「地域貢献度」についてはこの限りではない）。
- 4 第2次評価としてヒアリングを実施する。
- 5 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、同点の場合は、第1次評価、第2次評価とも評価委員会にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定する。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認

- (2) 提案書の評価
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 みどり環境局公園緑地維持課技術監理担当課長
 - 副委員長 みどり環境局環境活動事業課森づくり・緑化担当課長
 - 委員 みどり環境局公園緑地部長
 - 委員 みどり環境局公園緑地事業課緑地保全担当課長
 - 委員 みどり環境局南部公園緑地事務所長
 - 委員 みどり環境局北部公園緑地事務所長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果をみどり環境局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(提案資格確認の通知)

第7条 選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時まで提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和7年10月17日から施行する。